

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
88	難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって、主には次のようなものである。 ・受給者台帳等患者管理 ・指定医療機関、指定医の登録管理
③システムの名称	福祉総合ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
静岡市難病受給者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番98
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供)番号法第19条第8号 別表第二 項番26,56-2,87 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二 項番120
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健所保健予防課
②所属長の役職名	理事兼保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 電話 054-221-1488 FAX 054-221-1104 駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話 054-287-8697 FAX 054-287-8709 清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 電話 054-354-2170 FAX 054-351-4470
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉局 保健衛生医療部 保健所保健予防課 静岡市葵区城東町24-1 電話054-249-3177 FAX054-249-3153

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ②所属長の役職名	参与兼保健予防課長 瀧 昌文	参与兼保健予防課長 石垣 和義	事後	
平成30年4月1日	I 1. ②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって、主には次のようなものである。 ・受給者台帳(名簿)患者管理 ・県疾病対策課との進達に関する連絡調整	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって、主には次のようなものである。 ・受給者台帳等(情報システム)患者管理 ・指定医療機関、指定医の登録管理	事後	
平成30年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	保健福祉局 保健衛生部 保健所保健予防課 静岡市葵区城東町24-1 電話054-249-3170 FAX054-249-3153	保健福祉局 保健衛生部 保健所保健予防課 静岡市葵区城東町24-1 電話054-249-3177 FAX054-249-3153	事後	
令和1年6月27日	I 5. ②所属長の役職名	参与兼保健予防課長 石垣 和義	保健予防課長	事後	
令和1年6月27日	II 1. いつの時点の計数か	平成28年5月17日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II 2. いつの時点の計数か	平成28年5月17日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和3年12月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレの修正
令和3年12月1日	I 5. ①部署	保健福祉長寿局 保健衛生部 保健所保健予防課	保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健所保健予防課	事後	
令和3年12月1日	I 5. ②所属長の役職名	保健予防課長	参与兼保健予防課長	事後	
令和3年12月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	保健福祉局 保健衛生部 保健所保健予防課 静岡市葵区城東町24-1 電話054-249-3177 FAX054-249-3153	保健福祉局 保健衛生医療部 保健所保健予防課 静岡市葵区城東町24-1 電話054-249-3177 FAX054-249-3153	事後	
令和3年12月1日	II 1. いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月1日	II 2. いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
	I 5. ②所属長の役職名	参与兼保健予防課長	理事兼保健予防課長	事後	